



## 地方議会議員の年金制度に関する意見書

地方議会議員の年金制度については、地方議会議員互助年金法に基づき昭和36年に任意の互助年金制度として発足し、翌37年に地方公務員共済組合法により強制加入とされ、その後、数次の改正を経て現在に至っている。この間、退職議員やその遺族に対し、年金や一時金が支給され、その生活の安定に大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年、会員である議員数の減少、年金受給者の高齢化に伴う年金受給期間の延び、積立金の運用利回りの低下等により、年金財政状況が厳しい状況に陥っているところである。さらには、昨年の4月には、掛金の引き上げ、年金給付の引き下げなどの法改正がなされたところであるが、市議会議員共済会においては平成19年度決算においても200億円を超す単年度赤字となり、今後も継続的な損失金が見込まれ、積立金が減少していく非常に厳しい財政状況となっている。

その最大の要因は、国策によって進められた平成の市町村合併の影響を議員年金財政が受けたことにある。市町村合併特例法では、このような市町村合併の推進に伴う影響について「議員共済会の運営状況を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」とされ、同法に基づく特例措置も図られたところではあるが、法改正後の収支の状況を見ると、合併の影響に対する措置は不十分である。

現行の掛け率や市町村の負担金率は既に高水準にあることや、市町村合併以降に年金受給者が急増し、「市議会議員1人が3人の受給者を支える」構造になっていることなどを踏まえると、市町村合併の影響額に見合う特例措置などの国の支援なくしては議員年金制度の維持は大変困難な状況にあるといわざるを得ない。

よって、国においては、早急な抜本的見直しの必要に迫られている地方議会議員年金制度に対し、上記の事情を勘案の上、特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

栃木県大田原市議会

提出先：内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

（審査の内容・結果）この請願の趣旨を認め、全員異議なく採択となりました。

**みんなからの  
請願・陳情**

**請願第一号**

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を国へ求める意見書提出方の請願について

**（提出者）林野労組塩那森林管理署分会**

**（執行委員長）池田 宏**

**（請願の趣旨）**林業を取り巻く厳しい状況により森林經營が脆弱化する中、森林整備を推進していくために、森林所有者の森林經營意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更に森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要なつなりである。そのため、国の管理体制を堅持し、國の関与の下で責任をもつた森林環境の整備が必要であり、國に対し対応を求めるものであります。

## 請願・陳情はこんな方法で

- 請願（陳情）書は、議会事務局へ持参してください。
- 内容は簡単な趣旨、理由、提出日、請願（陳情）者の住所及び氏名を記載し捺印して提出してください。
- 用紙のサイズはA4版をお願いいたします。
- 道路や水路等の場合は地図の写しや略図を添付してください。

### 〈 請願（陳情）書の書式例 〉

#### 《表 紙》

○○○に関する  
請願（陳情）

紹介議員名  
(陳情は不要)



#### 《内 容》

1. 請願（陳情）の趣旨  
2. 請願（陳情）の理由  
平成〇年〇月〇日

請願（陳情）者  
住所  
氏名  
大田原市議会議長あて

